火薬類所有権承継届について

１　相続等により火薬類の所有権を取得した者は都道府県知事に届出が必要です。

　　　相続若しくは遺贈又は法人の合併若しくは分割により火薬類の所有権を取得した者は、

遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 火薬類所有権承継届（鳥取県様式第１０号） | １ | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 相続や合併等の事実を証明する書類等 | １ |  |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３  　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９  　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第１０号（第５条関係）

火 薬 類 所 有 権 承 継 届

年　　月　　日

鳥取県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | |  |
| 事務所所在地  （電話番号） | |  |
| 職業 | |  |
| （代表者）住所、氏名及  び年齢 | |  |
| 承継した火薬類の種類及び数量 | |  |
| 被承継者 | 住所 |  |
| 氏名又は名称及び代表者の氏名 |  |
| 所持資格 |  |
| 所持資格に係る許可の年月日及び番号 | 年　　　　月　　　　日　　第　　　　号 |
| 火薬類の所有権の承継原因 | | 相続　・　遺贈　・　法人合併 |
| 承継原因の発生年月日 | | 年　　　月　　　日 |